

むつ市農業委員会第６６１回総会議事録

平成２２年１２月１７日（金）むつ市農業委員会総会が、むつ市役所大会議室１において開催された。

- １．開催日時 平成２２年１２月１７日（金）午後１５時３０分から１６時００分
- ２．開催場所 むつ市役所大会議室１
- ３．出席した委員の番号及び氏名（２８名）

番 号	役 職 名	氏 名
１	農 業 委 員	嶋 影 秀 子
２	〃	北 上 勝 利
４	〃	原 英 輔
５	会 長 職 務 代 理 者	福 永 忠 雄
６	農 業 委 員	本 山 日 満 夫
７	〃	菊 池 秀 藏
８	会 長	立 花 順 一
９	農 業 委 員	村 口 鉄 雄
１１	〃	鳥 山 彰
１２	〃	橋 本 唯 志
１３	〃	菅 原 靖 博
１４	〃	坪 清 志
１５	〃	藤 澤 伊 三 郎
１６	〃	畑 中 重 宏
１７	〃	北 川 岩 男
１８	〃	柳 澤 都 市 秋
１９	〃	赤 坂 直 良
２０	〃	水 戸 隆 璽
２１	〃	坂 本 正 一
２２	〃	小 林 義 顯
２３	〃	工 藤 輝 雄
２４	〃	板 井 弘 巳
２５	〃	柴 田 峯 生
２６	〃	山 口 芳 一
２７	〃	中 嶋 寿 樹
２８	〃	野 里 岩 雄
２９	〃	蛭 名 修 一
３０	〃	杉 山 武 美

4. 欠席した委員の番号及び氏名（2名）

番 号	役 職 名	氏 名
3	農 業 委 員	畑 中 治 安
10	〃	鴨 田 輝 雄

5. 議事の概要

第1 議事録署名委員の指名、会議書記の事務局職員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 報告第1号～第4号 地目変更登記に係る報告について

第4 その他

6. 会議に従事した職氏名

事務局長 吉 田 薫

総括主幹 増 田 健 二

総括主幹 一 家 隆 雄

臨時職員 大 野 香

7. 会議録署名委員

11番 鳥 山 彰

12番 橋 本 唯 志

8. 会議記録者

農業委員会事務局

総括主幹 一 家 隆 雄

会 議 の 概 要

議 長	ただいまから、むつ市農業委員会第 6 6 1 回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、30 名中 28 名で定足数に達しております。 ただいまから、本日の会議を開きます。
議 長	日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第 4 3 条の規定により議長において、11 番鳥山委員、12 番橋本委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の一家総括主幹を指名いたします。
議 長	日程第 2 会期の決定を行います。 本総会は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	異議なし
議 長	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日 1 日とすることを決定いたします。
議 長	それでは、議案審議に入ります。 議案第 1 号 「農地法第 3 条による許可申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号について、ご説明いたします。 農地法第 3 条の許可申請によるもので、1 件ございます。 申請地は脇野沢地区で、破産管財人からの所有権の移転・売買の許可申請で、平成 22 年 10 月 7 日裁判所の判決が確定したものであります。 農地法施行規則第 10 条第 1 項第 2 号による単独の許可申請で、11 月 30 日 12 番委員、25 番委員、事務局において現地を確認しております。破産管財人から、畑 1709 m ² を農業継続のため購入するもので、現況が休耕地であります。作物作付け計画書が提出されており、季節野菜の作付けを目指しております。農機具の使用につきましては、農機具所有者に耕作を依頼するもので、また、労働条件につきましては、家族 3 人で行うこととなっています。農業委員会が定める別段の面積も超えていること、周辺農地との関係においても、休耕地を耕作地とするもので、特に問題がないと思います。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いします。
25 番	特にありません。
議 長	議案 1 号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	なし

議 長	質疑がないようですので、議案第 1 号は、原案のとおり承認されました。
議 長	議案審議は、これをもって終了いたします。
議 長	次に、地目変更登記に係る報告について、事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号から第 4 号について、ご説明いたします。 法務局に対する回答であります。 第 1 号につきましては大畑地区です。平成 22 年 10 月 27 日 6 番委員、18 番委員、19 番委員、事務局において現地を確認しております。原野として照会がありました。地目が田で、面積が 324 m ² 、十数年前から原野・宅地として利用されており、平成 4 年頃から宅地として課税されている状況から、非農地として回答いたしました。 第 2 号につきましてはむつ地区です。平成 22 年 11 月 24 日 14 番委員、17 番委員、30 番委員、事務局において現地を確認しております。 申請地の 522 番 3 ですが、宅地として照会がありました。地目が田で、面積が 223 m ² 、農作物が作付けされた後がありました。また、畑として耕作されている状況から、農地として回答いたしました。 522 番 5 ですが、宅地として照会がありました。地目が田、面積が 223 m ² 、昭和 46 年頃からアパートが建設されていたもので、宅地として利用され、宅地課税されている状況から、非農地として回答しました。 第 3 号につきましては大畑地区です。平成 22 年 11 月 24 日 2 番委員、16 番委員、19 番委員、事務局において現地を確認しております。申請地は、雑種地としての照会がありました。地目が畑で、面積が 5.27 m ² 、最近畑にブロックが置かれ、中に採石を敷いただけの状況でありましたので、農地として回答いたしました。 第 4 号大畑地区ですが、平成 22 年 11 月 24 日 2 番委員、16 番委員、19 番委員、事務局において現地を確認しております。 申請地は、宅地としての照会がありました。地目が畑で、面積が 47 m ² 、住宅敷地内で木材などの物が置かれ、十数年前から宅地として利用されている状況から、非農地として回答いたしました。 以上で報告を終わります。 これで報告を終わります。 その他何かございませんか。 なし なければ以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

｜ これをもちまして、むつ市農業委員会第 6 6 1 回総会を閉会します。